

富士市障害者等移動支援事業実施要領

(目的)

第 1 条 この事業は、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 利用の対象者は富士市内に居住する単独での移動が困難な障害者で次に掲げるものとする。

- (1) 同行援護、重度訪問介護、重度障害者包括支援の支給決定されていない両下肢の障害が 1 級または 2 級の身体障害者であって、「社会生活上不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められ者で適切な介護者を得ることができない場合
- (2) 同行援護、行動援護、重度訪問介護の支給決定されていない知的障害者、精神障害者、障害児であって、「社会生活上不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる者で適切な介護者を得ることができない場合
- (3) 同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者包括支援の支給決定されていない発達障害者、難病患者であって、「社会生活上不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる者で適切な介護者を得ることができない場合
- (4) その他特に市長が認めた者

(事業の内容)

第 3 条 移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。ただし、障害者総合支援法による介護給付により提供されるものを除く。

- 2 原則として個別支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援とする。
- 3 1 日で用務を終えるものに限る。

(事業者の指定等)

第 4 条 本事業の指定を受けようとする事業者は、富士市障害者移動支援事業所指定申請書（第 1 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請が提出されたときは、市長は本事業の指定の適否を判断し、指定（却下）通知書（第 2 号様式）により、事業者に対して通知するものとする。
- 3 前項の規定により指定を受けた事業所の指定内容等に変更が生じた場合は、速やかに変更内容について届け出なければならない。
- 4 第 1 項で指定を受けた事業者の移動支援従事者は別表第 2 で定める者とする。

(利用の申請)

第 5 条 事業の利用を希望する者（以下申請者という）は、地域生活支援事業・ライフサポート事業支給申請書兼利用者負担額減免申請書（第 3 号様式）により市長に申請するものとする。

(利用の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、当該障害児（者）の生活状況や他のサービスの利用状況等を勘案した上で、サービス利用の可否、支給量及び有効期間を決定し、地域生活支援事業等決定通知書（第 4 号様式）または、却下決定通知書（第 5 号様式）により通知するとともに、利用決定を行った場合は、あわせて障害福祉サービス受給者証（第 6 号様式）（以下「受給者証」という）を交付するものとする。

(利用の変更)

第 7 条 移動支援事業の支給量変更等を希望する者は、地域生活支援事業・ライフサポート事業支給申請書兼利用者負担額減免申請書（第 3 号様式）により、市長に申請するものとする。市長は、支給量等の変更を行った場合、支給決定変更決定通知書兼利用者負担額減額（免除）等変更通知書（第 7 号様式）により申請者に通知し、受給者証を交付するものとする。

(利用の中止又は廃止)

第 8 条 市長は、次に掲げる事由により、移動支援事業の中止及び停止を決定したときは、支給決定取消通知書（第 8 号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 利用者より事業利用の中止・停止の申し出があったとき
- (2) 利用者が、死亡、入院、転出したとき
- (3) その他市長が事業利用を不相当と認めたとき

(事業費用)

第 9 条 事業の費用は、障害程度が重度の利用者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定める居宅介護の通院等介助・身体介護ありの単価とする。障害程度が軽度の利用者については通院等介助・身体介護なしの単価とする。障害程度が中度の利用者については通院等介助・身体介護ありの単価と通院等介助・身体介護なしの単価の和を 2 で除した額とする。

2 利用者の障害程度の判断基準については別表 1 に定めるものとする。

(費用負担)

第 10 条 本事業によるサービスを受けた者は、前条の規定により算出された利用基準額の 100 分の 5 に相当する額を、利用者負担額として、事業者からの請求により支払わなくてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 11 条の規定により支給決定を受けた障害者について、本人及び同居の配偶者が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する被保護者及び当該年度分の市民税が非課税であるときは、利用者負担を要しない。
- 3 その他市長が、特別に認めたときは第 1 項の規定にかかわらず、利用者負担額の全部又は一部を軽減することができる。
- 4 前 3 項の規定により利用料を算定する場合において、10 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(報告及び事業費用の請求)

第 11 条 第 5 条の規定により委託を受けた事業者は、市長に対し事業の毎月の実施状況について毎月 10 日までに富士市移動支援サービス提供実績記録票（第 9 号様式）により報告しなければならない。

- 2 事業者は市長に対し第 10 条の利用料を差し引いた額を事業費用として請求するものとする。
- 3 事業者は市長に対し会計年度の終了の日から 30 日以内に事業の実施報告書に収支決算書を添えて報告しなければならない。

(委任)

第 12 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- この要領は平成 18 年 10 月 1 日より施行する。
- この要領は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- この要領は平成 20 年 7 月 1 日より施行する。
- この要領は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- この要領は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- この要領は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- この要領は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

重度	<ul style="list-style-type: none">・身体障害児（者）、難病患者（児・者） 障害支援区分認定調査項目において 「移乗（1-4）」、「歩行（1-8）」、「排尿（2-4）」、「排便（2-5）」 の全項目が一部介助または全介助と認定されている者。 （なお、認定調査を行っていない者については上記項目の全項目 が一部介助または全介助と判断できる者とする。）・知的障害児（者）、精神障害児（者）、発達障害児（者） 障害支援区分認定調査項目において 「移動（1-9）」、「排尿（2-4）」、「排便（2-5）」 の全項目が一部介助または全介助と認定されている者。 （なお、認定調査を行っていない者については上記項目の全項目 が一部介助または全介助と判断できる者とする。）
中度	<ul style="list-style-type: none">・身体障害児（者）、難病患者（児・者） 重度以外の者で、障害支援区分認定調査項目において、 「移乗（1-4）」、「歩行（1-8）」、「排尿（2-4）」、「排便（2-5）」 のいずれか一項目が一部介助以上と認定されている者。 （なお、認定調査を行っていない者については上記項目のいずれ か一項目が一部介助以上と判断できる者とする。）・知的障害児（者）、精神障害児（者）、発達障害児（者） 重度以外の者で、障害支援区分認定調査項目において 「移動（1-9）」、「排尿（2-4）」、「排便（2-5）」 のいずれか一項目が一部介助以上と認定されている者。 （なお、認定調査を行っていない者については上記項目のいずれ か一項目が一部介助以上と判断できる者とする。）
軽度	上記以外の者

別表 2

身体障害児（者）	全身性障害（児）者移動介護従事者養成研修課程修了者 重度訪問介護従事者養成研修修了者
知的障害児（者）	介護福祉士 居宅介護従業者養成研修 1 級～ 3 級課程修了者 訪問介護員 介護職員基礎研修修了者 介護職員初任者研修修了者 行動援護従業者養成研修修了者
精神障害児（者）	介護福祉士 居宅介護従業者養成研修 1 級～ 3 級課程修了者 訪問介護員 介護職員基礎研修修了者 介護職員初任者研修修了者 行動援護従業者養成研修修了者
発達障害児（者）	介護福祉士 居宅介護従業者養成研修 1 級～ 3 級課程修了者 訪問介護員 介護職員基礎研修修了者 介護職員初任者研修修了者 行動援護従業者養成研修修了者
難病患者（児・者）	介護福祉士 居宅介護従業者養成研修 1 級～ 3 級課程修了者 訪問介護員 介護職員基礎研修修了者 介護職員初任者研修修了者 行動援護従業者養成研修修了者